

専決処分した事件の報告について

霧島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求める。

令和4年5月9日提出

霧島市長 中 重 真 一



専決第3号

霧島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

霧島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和4年3月31日

霧島市長 中重 真一



霧島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長

中重真一

#### 霧島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

霧島市国民健康保険税条例（平成17年霧島市条例第73号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第23条第1項中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改める。

附則第5項中「同条中」を「同項中」に改める。

附則第19項中「令和3年4月1日から令和4年3月31日」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日」に、「令和3年4月1日以降」を「令和4年4月1日以降」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の霧島市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。